

## 1 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症による場合

(1) 受講者本人が感染症に感染したことにより訓練を欠席した場合

(2) 受講者の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関関係者から受講者本人も自宅待機が必要との指示を受けたことにより訓練を欠席した場合

※(2)の場合、**医師又は担当医療機関関係者から受講者本人も自宅待機が必要との指示を受けたことが条件**となります。このため、受講者の親族又は同居人が感染症に感染し看護したことのみに理由に欠席した場合は、訓練実施日から除外する取扱いはできません。

### 【確認書類】（下記の①及び②）

- ① 右記のいずれか1つ以上  
（写しで可）
- a) 医療機関又は調剤薬局の領収証
  - b) 処方せん袋（薬袋）
  - c) 薬剤情報提供書※
  - d) 診療明細書

※医療機関又は調剤薬局から処方箋袋（薬袋）と共に渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙

② 感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書（様式 A-39）

※ 受講生が職業訓練受講給付金を受給する場合、指定来所日に（様式 A-39 ではなく）様式 B-18 の申告書を提出することになります。このため、様式 A-39 に替えて様式 B-18 の写しを奨励金申請での確認書類として提出していただいても結構です。

## 《対象となる感染症の種類》

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
- 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ○百日咳
- 麻疹（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱）
- 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る）
- 結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ ○細菌性赤痢
- 腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項 から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症